# 病児・病後児保育の利用のしかた（利用登録後）

| ☆★事前予約★☆ | |
|---|---|
| 利用手順<br>・医師の診察<br>・電話予約<br>・予約キャンセル<br>・連続利用 | ・病児・病後児保育を利用したいときは、かかりつけ医師の診察を受け、「知多市病児・病後児保育事業診療情報提供書」を作成してもらいます。<br>同一月に再度、かかりつけ医師の診察を受け、診療情報提供書を作成してもらうと、２回目からは有料となります。<br>・診療情報提供書の有効期間は、診療情報提供書記入日から原則３日間です。<br>・利用したい日の前日午後７時までに、必ず診療情報提供書を手元に置き、『さくらんぼハウス』（℡0562-39-3230）に電話し、予約してください。<br>・予約をキャンセルする場合、必ず、当日午前７時３０分までに『病児・病後児保育室』に連絡してください。キャンセル待ちをされている方もいらっしゃいます。時間外でも留守番電話につながりますので、『お早め』のご連絡をお願いします。<br>・１疾病につき、最大連続３日間（日・祝日含む）の利用となります。 |
| ☆★利用当日の手続き★☆ | |
| ･利用申込書の記入（あらかじめ自宅で記入してください。） | ・「知多市病児・病後児保育事業利用申請書」は、自宅で記入しておきます。登録番号は市からお渡しした「知多市病児・病後児保育事業利用登録申請書」の写しに記載しています。<br>・保育室へは、公立西知多総合病院の南道路から進入します。 |
| ･利用当日の持ち物確認用チェックリスト<br> | □１　病児・病後児保育事業利用申請書<br>□２　病児・病後児保育事業診療情報提供書<br>□３　薬（処方箋が交付されている場合）<br>□４　薬の説明書またはお薬手帳（処方箋が交付されている場合）<br>□５　薬剤情報提供書又はお薬手帳（処方箋が交付されている場合）<br>□６　病児・病後児保育事業与薬依頼書<br>□７　利用料　３，０００円<br>□８　昼食代　５００円（前日に昼食の予約をした場合）又は弁当<br>□９　印鑑<br>□１０児童の健康保険証（症状が急変し、診察のため病児・病後児保育室から保護者へ緊急連絡先に連絡があった場合）<br>□１１児童の子ども医療費受給者証又は障害者医療費受給者証・母子家庭等医療費受給者証（症状が急変し、診察のため病児・病後児保育室から保護者へ緊急連絡先に連絡があった場合）<br>□１２着替え・おむつ・おしりふき<br>□１３バスタオル・タオル<br>□１４その他（ぬいぐるみ等お子さんが１日安心して気持ちよく過ごすことができるもの） |
| ☆★その他★☆ | |
| | ・利用当日、お子さんの体温を測り、体温が３８．５度を超えている場合は、病児・病後児保育事業を利用できません。<br>・結核、麻疹、水痘（水ぼうそう）の疾病の場合は、病児・病後児保育事業を利用できません。<br>・お迎え時に、翌日の予約を確認します。感染症等を考慮し、翌日の部屋割りをします。 |